

第1回（令和8年度第1回）新居浜市地域公共交通会議録

- 日 時 令和8年6月5日（金） 14：15から14：35まで
○場 所 新居浜市役所 消防防災合同庁舎3階 予防課東会議室
○出席者 公共交通会議委員：6名 谷口 政賀津 委員、砂田 篤志 委員、
伊藤 光 委員、山本 悟史 委員、
小倉 恭信 委員、松原 広 委員

事務局：藤本所長、池田主任

傍聴者：0名

○新居浜市地域公共交通会議 次第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 議事
 - 1 会長及び副会長の選任について
 - 2 新居浜市別子山地域バスの運行について
 - 3 自家用有償旅客運送に係る登録の更新について
 - 4 その他
- 4 閉会

1. 開会

【藤本所長】

地域公共交通活性化協議会の引き続きにはなりますが、

ただいまから、令和8年度第1回新居浜市地域公共交通会議を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、別子山支所長の藤本と申します。会長及び副会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。着座にて進行させていただきます。失礼します。

本日の出席状況につきましては、委員8人中6人の出席をいただいております。従いまして、新居浜市地域公共交通会議設置要綱第6条第2項の規定により、過半数の出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、委員の川田様と松本様が所用で欠席となっております。

また、本日の会議は、設置要綱第6条第5項の規定によりまして、公開しておりますので御承知いただきますよう、お願いたします。

2. 委員紹介

【藤本所長】

議事に入ります前に、令和8年5月1日の委員改選後の委員一覧が資料4ページにござ

いますので、ご覧いただければと存じます。

なお、委員の自己紹介につきましては、先ほどの地域交通活性化協議会と一部重複しますので、ここでは省略させていただきます。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。

別子山支所で事務を担当しております、池田主任でございます。

続きまして、本日の会議の趣旨説明を行わせていただきます。お手元の資料の1ページをお開き下さい。

新居浜市におきましては、別子山地域住民の利便性の向上、及び別子山地域と市街地との一体性を確保することなどを主な目的として、新居浜市が運送主体となって、別子山地域と新居浜市街地とを結ぶ、「別子山地域バス」を、平成18年4月28日から運行を開始いたしております。その後、川之江から別子山線を結んでいた民間バスの路線廃止に伴い平成22年5月1日から激変緩和を目的とした時限措置として、別子山地域と四国中央市方面とを結ぶ運行を開始いたしました。その後、平成26年3月31日には、四国中央市方面への運行を終了し、現在は別子山から新居浜市街地方面へ毎日3往復6便の運行を行っております。

まず、会議の設置目的についてでございますが、お手元の資料の2ページをお開き下さい。「新居浜市地域公共交通会議」設置要綱の第1条に、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することとあります。次に、任務といたしましては、第2条に、地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項などについて、協議することとなっております。

続く第3条、組織につきましては、地域公共交通に密接に関係する委員8人で構成されており、その任期につきましては、第4条で、委嘱又は任命の日から2年間となっております。

なお、第5条には、会長を置くこと、また、第6条では、会議は、会長が招集し、会長が議長となりますが、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができないこと、会議の議事は、出席した委員の3分の2以上で決することとしており、第7条で、会議で協議が整った事項につきましては、新居浜市等、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めることとなっております。

以上、説明が長くなりましたが、続きまして、議事に移らせていただきます。

3. 議事

議題1 会長及び副会長の選任について

【藤本所長】

まず、議題1、会長及び副会長の選任についてでございます。

いかが取り計らいましょうか？

特に、ご意見がないようですので、事務局一任とさせていただきます。

ありがとうございます。意義なしということで進めさせていただきます。事務局といたしましては、前回選出されました団体から、会長に「新居浜市経済部 松原 広 委員」、また、会長の不足の事態に備えまして、副会長を置き、副会長には、地域の実情を熟知されている「別子校区連合自治会 伊藤 光 委員」をお願いいたしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(委員一同意義なし)

では、「意義なし」と言うことで、各委員さんの御賛同が得られましたので、本会議の会長は、新居浜市経済部 松原 広委員、副会長には、別子校区連合自治会 伊藤 光委員に決定いたしました。

それでは、「会長」、「副会長」は、前の席へ移動をお願いいたします。

(会長・副会長移動)

それでは、これ以降、議事に入りますので、ここからの進行につきましては、松原会長をお願いいたします。

【松原会長】

はい、失礼いたします。ただいま、選任いただきました、経済部長の松原でございます。委員の皆様方におかれましては、日頃から本市の地域公共交通の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の会議では、別子山地域バスの運行状況の報告と、登録更新についてご審議いただくこととしております。地域住民の生活を支える重要な交通手段でございますので、引き続き円滑な運行が図られるよう、皆様から忌憚のないご意見をいただければと存じます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。議事の関係上、議題2と議題3を一括して事務局から説明を行い、その後に質疑応答という形にさせていただきますのでご了承ください。委員の皆様からの御意見を賜りますようよろしくをお願いいたします。

議題2 新居浜市別子山地域バスの運行について

【松原会長】

それでは、議題2 新居浜市別子山地域バスの運行について、事務局より説明をお願いします。

【藤本所長】

はい、それでは、議題2 新居浜市別子山地域バスの運行についてご説明申し上げます。

はじめに、現在の別子山地域バスの運行状況についてご報告いたします。

まず、路線等についてでございます。

資料の5ページをお開きください。自家用有償旅客運送者登録証でございますが、3番に、運送主体が新居浜市、4番に、自家用有償旅客運送の種別は、交通空白地有償輸送、5番の路線につきましては、6ページにありますように、2つの路線となっております。

各路線の詳細といたしましては、7ページをご覧ください。新居浜市街地方面便の運行コ

ースは、別子橋を出発点として、マイントピア別子、山根グラウンド、新居浜駅を經由し、住友病院前までの47.7キロメートルとなります。

地域住民の主な利用目的は、通院や買い物となっており、また、地域外の方には登山をはじめとする観光でご利用いただいております。

次に8ページをご覧ください。別子山地域内便の運行コースは、旧別子山支所のあった弟地と別子橋の間、8.9キロメートルです。

次に9ページをご覧ください。左側の表は、別子山地域バスの運行を開始した平成18年度以降の利用状況でございます。

利用人数につきましては、平成28年度から別子中学校において市街地からの生徒を受け入れたため、平成29年度にかけて大幅に増加しましたが、平成29年度に生徒の寮が完成したため、平成30年度からは減少傾向となっております。また、令和元年度まで2名、令和3年度まで1名の生徒が平日、別子山から地域バスを利用して通学をしておりましたが、令和4年度以降は児童生徒の通学での利用はない状況でございます。

また、右側の表は令和8年度の利用状況でございます。5月末までの利用人数は、684人、1日当たり11.21人、1便当たり1.87人、となっております。昨年度の同時期と比較すると、9人増加しており、約1.3%の増加となっております。

次に、地域バス運行に係る事業経費についてでございます。10ページをお開きください。表の左側、歳出につきまして、下段の運行に要した経費、令和7年度は、青色着色の列となります。令和7年度の歳出ですが、約2千183万8千円となっております。

主な支出といたしましては、バスの運行委託料として、1千663万2千円、燃料費が、336万4千円、車両等の修繕費が69万4千円となっており、この3項目で、支出総額の94.7パーセントを占めております。

また、その財源といたしましては、表の右側、歳入の下段でございますが、バス乗客収入が97万7千円、電源立地地域対策交付金が445万1千円、過疎債による借入金1千10万円、別子山振興基金の繰入金631万円でございます。

また、現在稼働している車両は、マイクロバス1台と、10人乗りワゴン車1台、14人ワゴン車の計3台でございます。

なお、運行時刻等につきましては資料の11ページにありますので、後ほど御確認ください。以上が、地域バスの運行状況でございます。

議題3 自家用有償旅客運送登録の更新申請について

【松原会長】

それでは、議題3、自家用有償旅客運送に係る登録の更新について、事務局より説明をお願い致します。

【藤本所長】

はい、議題3、自家用有償旅客運送の登録更新について、ご説明させていただきます。

お手元の会議資料5ページをご覧ください。自家用有償旅客運送者登録証の2.登録の

有効期間でございます。こちらに記載がありますとおり有効期限は、令和8年9月30日までとなっております。

現在、事務局におきましては、別子山地域バスの運行を継続するために、四国運輸局愛媛運輸支局様からご指導・助言をいただきながら、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、有効期間の更新登録申請の準備をしております。

その中で、同法施行規則第51条の3第4項の規定に、更新登録の申請には、「地域公共交通会議において協議が整っていることを証する書類」を添付する事とされておりますことから、登録証に記載されております「運送主体」、「自家用有償旅客運送の種別」、「路線」及び令和11年9月までの登録の更新について、ご審議いただきたくお願いいたします。

なお、今回の登録更新につきましては、登録証の内容に前回から特に変更はございません。また、申請が認められました場合は、有効期間は令和8年10月1日から令和11年9月30日となる見込みでございます。

議題3について、事務局からの説明は以上でございます。

【松原会長】

はい、ありがとうございます。以上、議題2及び議題3に関する事務局からの説明でございました。特に議題3につきましては、登録証の内容は、前回から特に変更はないということの説明をさせていただいたところでございますが、何か、御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願いたします。

【松原会長】

特にございませんでしょうか。登録の更新につきましては、登録の内容に変更なしということで、令和8年10月1日から令和11年9月30日有効期間となります更新の手続きを進めさせていただくということによろしいでしょうか。

(承認)

【松原会長】

はい、ありがとうございます。それでは、議題2・議題3につきましては、承認とさせていただきます。と思います。

議題4 その他

【松原会長】

続きまして、議題4その他についてでございますが、事務局から特に報告事項はないとのことでございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか？

4・閉会

【松原会長】

特にございませんでしょうか？そうしましたら、特にないようですので議題4につきましては終了します。今後の地域バスの、持続的な運行が可能となりますよう改良・改善に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたします。これをもちまして会議を散会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。